

報道関係各位

令和8年9月18日
佐倉市 経済環境部 廃棄物対策課

市指定ごみ袋の臨時措置の終了について

趣旨

佐倉市では中東情勢の影響から、「もやせるごみ」の指定ごみ袋については、令和8年6月5日から、指定袋以外でも排出できる臨時措置を実施しています。

市指定ごみ袋が、ほぼ全ての取扱店舗において、供給の状況が改善されてきていることから、本臨時措置を終了するものです。

臨時措置終了日

令和8年9月30日（水）まで

臨時措置の終了、経過措置について

○令和8年10月2日（金）から、もやせるごみの排出については、市指定ごみ袋の使用をお願いします。

○経過措置について

臨時措置期間中に購入された「透明または半透明の袋」につきましては、購入者の方への影響を考慮し、令和8年10月30日（金）まで、ごみ集積所への排出を認める経過措置を実施します。

※取材を希望される場合は、お手数ですが事前に下記問い合わせ先へご一報ください。

【本件へのお問い合わせ】

佐倉市役所 経済環境部 廃棄物対策課（担当：上原）

TEL：043-484-6149／E-mail：haikibutsu@city.sakura.lg.jp

この情報提供は、各社にファクス送信しました。[送付枚数 2 枚（本票含む）]

【送信元】佐倉市役所 企画政策部 広報課 TEL：043-484-6101／FAX：043-486-8720

「もやせるごみ」指定袋の 臨時措置期間を終了します

指定ごみ袋の品薄状況が解消され、
販売状況が安定したため、
令和8年9月30日（水）をもって
臨時措置を終了します。

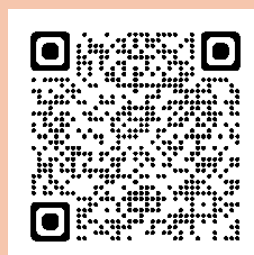
◎10月30日（金）までの間、「もやせるごみ」については、臨時措置期間中に購入された「透明または半透明の袋」で排出できる、経過措置を実施します。

◎「透明または半透明の袋」は「金属類・小型家電」を排出する際の袋としてもご利用できます。

◎11月2日（月）以降、「もやせるごみ」を指定袋以外で排出された場合は、収集できませんのでご注意ください。

※市指定ごみ袋の品薄を防ぐため、必要以上の購入は、お控えいただきますようお願いいたします。

※資源の適切な分別やリサイクルの推進、ごみの発生抑制など、ごみの減量化にご協力をお願いいたします。



問い合わせ先： 佐倉市 廃棄物対策課 ☎ 043-484-6149